



## 平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震等に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用の見直しについて

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震等により震度 5 強以上を観測した市町村では、地震による地盤の状態の変化を考慮し、都道府県砂防部局と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、発表基準を引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

都道府県砂防部局と気象台が地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し検討した結果、以下の県において暫定基準を見直すこととしました。

今後も引き続き、地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準の見直しを行います。

- 平成 23 年 12 月 8 日に土砂災害警戒情報発表基準の暫定基準を見直す県  
青森県、山形県、千葉県、埼玉県、山梨県

今回の見直しの詳しい内容については、地元県、地元気象台の報道発表をご参照ください。

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
室長	山口真司（内線 3 6 - 1 5 1）
課長補佐	越智英人（内線 3 6 - 1 5 2）
代表	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1
直通	0 3 - 5 2 5 3 - 8 4 6 8
気象庁予報部予報課気象防災推進室	
室長	内田裕之（内線 3 1 2 5）
代表	0 3 - 3 2 1 2 - 8 3 4 1